

美郷町建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町が発注する建設コンサルタント業務等について条件付き一般競争入札を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象業務は、美郷町建設工事等入札制度実施要項（平成16年訓令第36号、以下「要綱」という。）別表第4欄に掲げる業務のうち、次の各号に掲げる業務であって、競争入札を行おうとする業務とする。ただし、町長が特に必要と認める場合にあっては、次の各号に掲げる業務以外についても条件付き一般競争入札を適用することができるものとする。

- (1) 土木関係建設コンサルタント業務のうち、設計価格が3百万円以上の業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務のうち、設計価格が3百万円以上の業務
- (3) 測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務のうち、設計価格が3百万円以上の業務

2 町長は、前項の適用対象業務が災害その他の理由により緊急を要する場合、その他特別な事情で条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、町掲示場及び町ホームページにおいて掲示することにより行う。

(入札参加の資格)

第4条 地方自治法施行令の規定により、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、次のとおり定めることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務に対応する業種について、本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、受理されていること。
- (3) 当該業務に対応する業種について、政令等の規定による登録（以下「法定登録」という。）を有すること。
- (4) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、美郷町建設工事等入札参加資格者指名停止基準（平成20年訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事

再生法（平成11年法律225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 2 町長が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。
- (1) 本店又は営業所の所在地
 - (2) 当該業務と同種又は類似業務の実績
 - (3) 当該業務における配置予定技術者の資格及び業務経歴
 - (4) その他当該業務に関して必要と認められる事項

（入札参加資格の決定）

第5条 業務ごとに定める前条の入札参加資格は、入札資格審査会の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 公告により指定した期間中（美郷町の休日を定める条例（平成16年美郷町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）指定された場所において、入札参加者等の申請に応じ、対象業務の仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出を行うものとする。ただし、閲覧及び貸出に適しないものについては、入札資格審査会の審議を経て決定するものとする。

- 2 閲覧及び貸出を行う設計図書等は、入札参加者等の見積りに支障が生じないよう業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。
- 3 設計図書等に対する質問及び回答は、文書により行うものとし、質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。
- 4 現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第7条 町長は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、美郷町財務規則第102条第1項に規定する競争入札参加願に替えて、次に掲げる書類（(2)から(6)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - (2) 法定登録に係る通知の写し
 - (3) 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類
 - (4) 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）及びその添付書類
 - (5) その他町長が特に必要と認める資料
- 2 前項の確認申請書等は、持参により提出させるものとする。

3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったとき（測量業務の技術者保有数にあっては減員が生じた場合に限る）は、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

（見積内訳明細書の提出）

第8条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。ただし、町長が必要ないとしたときは、この限りではない。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

（入札の執行）

第9条 入札書は持参により提出させるものとする。入札書を持参し提出した者については、開札に立ち会わせるものとする。

2 入札参加者が1者であった場合は、入札を取り止めるものとする。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないことがなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかつたもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（落札者の決定方法）

第11条 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- 2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等の確認を行い、入札参加資格の有無を決定する。
- 3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、町長は、

次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

- (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるとき
- 4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。
- 5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

第12条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、町長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第4号）を速やかに通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に町長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、町長は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、町長は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、入札資格審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の入札無効）

- 第13条 落札者が他の業務の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。
- 2 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、町長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じ、
そのつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。